

学校法人日本歯科大学 不正防止計画

項目	不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体制の明確化		
責任体制の明確化について	研究者に対して、研究活動における責任体系が明確でなく、周知が不足している。	研究活動における責任体系をホームページ等で学内外に周知する。
2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
ルールの明確化・統一化について	研究費の使用及び事務手続きに関するルールの認識不足。	日本歯科大学作成の「科学研究費助成事業取扱要項」の主な変更点、特に注意する事項をまとめた書類を研究者に配付して、ホームページ上に掲載している。
コンプライアンス教育・啓発活動の実施について	コンプライアンスに対する意思が乏しい。	①競争的資金等に係る全ての教職員を対象に、コンプライアンス研修会を実施し、ルール等の周知徹底を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。研修会後に、参加者から、誓約書を徴収する。 ②e-ラーニングを活用し、全員の受講及び修了証を提出させて確認をする。 ③定期的に不正防止情報を発信することで教職員の意識向上と浸透を図る。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
不正防止計画の推進について	不正防止計画における取組実施・進捗状況を確認し評価していない。	①本学における不正を防止するため、不正防止計画推進委員会を設置する。 ②不正防止計画ならびに具体策の実施状況を検証し最高管理責任者に報告すると共に、見直しを図る。
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
予算執行状況の管理・把握について	研究者の研究費の適正な執行が不十分である。	①経理部において、研究者毎に個人収支簿を作成して、予算の執行状況を随時把握する。 ②研究者より、予算執行状況に関する問合せがあれば、即座に回答出来る体制を整備する。
癒着防止に向けた取り組みについて	取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	①高額物品の発注における調達予定額に応じ、原則2社以上の合見積をとる。特定業者しか発注出来ない場合には、合見積が取れない理由書を提出する等発注に係るルールを作成した。 ②保守点検等、特殊な役務の検収については、事務部門が立会いをし、実施確認をする。 ③取引業者に不正使用に協力しない等の記載がある誓約書の提出を求める。 ④不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を周知する。
物品検収について	研究費の適正な執行について第三者からのチェックが効くシステムとなっていない	①第三者の事務部門による検収を実施し、現品と納品書等に記載されている内容を照合する。 ②内部監査により、検収対象外の物品について無作為で抽出検査を実施する。 ③不定期に無作為にて物品検収を実施する。
特殊な役務について	特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収が不十分であることによる、品替えや預け金。	有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出する事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細を発注者以外の者がチェックする。
換金性の高い物品管理について	納品物の管理体制が不十分であるために、換金性の高い物品を不正に処分し、その対価を得る。	換金性の高い物品を購入した際に、物品には管理番号を付すとともに、「品番・型番など物品が特定できる情報」及び「取得日・耐用年数・管理者・管理場所・支出経費などその他管理に必要な情報」をデータ管理をし、そのデータを基に、内部監査等のモニタリングの一環として、定期的に抽出して現物確認を行う。

項目	不正発生要因	不正防止計画
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
謝金について	①出勤簿に勤務実態と合わない記載を行う。 ②支出額根拠が不明瞭である。	①勤務実態の把握が難しい場所での作業等に対する謝金については、成果報告書および金額算出報告書の提出を求める。 ②雇用契約を結んでいる研究補助者には、勤務実態について、ヒアリングを実施しカラ謝金への牽制とする。また、雇用契約を結んでいない研究補助者に対しては、ヒアリングを実施してカラ謝金への牽制とする。 ③勤務状況を確認する方法として、警備員室前にある台帳に記載してもらい実績確認をする
旅費について	出張事実が未確認である。	①国内外出張とも、出張報告書の提出を義務付ける。 ②国内外出張とも、航空券の半券および利用した宿泊施設の領収書等の提出を義務づける。 ③国内外出張とも、所属長より必ず出張の許可を受ける。
5. 情報発信・共有化の推進		
使用ルール等に関する相談受付窓口について	相談窓口が不明確なため、不正が潜在化する。	①相談窓口をホームページ等で学内外に周知する。 ②科学研究費補助金「不正使用」「不正行為」防止説明会において、教職員に周知する。
6. モニタリングの在り方		
モニタリング体制の整備状況について	不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	競争的資金を獲得している研究者を抽出して、内部監査を実施する。